〔公印省略〕

２太介第３０－２号

令和２年４月１０日

市内　地域包括支援センター

居宅介護支援事業者

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

介護医療院　　　　　　各位

太宰府市長　楠田　大蔵

（介護保険課介護保険係）

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

（通知）（令和2年4月10日現在）

　日頃から、本市の介護保険事業の運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言により、令和２年４月７日付事務連絡厚生労働省老健局老人保健課通知に基づき、介護保険施設や病院等以外（在宅も含む）の全ての被保険者について、令和2年4月13日から5月6日までに受付した更新申請においては、感染拡大防止の観点から認定調査を行わず、原則として有効期間を12ヶ月延長することとします。

　つきましては、下記のとおりご対応いただきますようお願いします。

　なお、この対応は通知日現在のものであり、今後国から通知等が示された場合は変更になることがあります。

記

1. 認定申請ついて

（１）更新申請

・代行申請をする場合は、本人または家族等に12ヶ月延長の趣旨をご連絡いただき、同意を得ていただくようお願いします。

・本人または家族等に同意を得たものについては、認定申請書右上部に「○月○日延長同意済」と記入してください。

・状態変化があり、家族やケアマネジャー等が調査を希望する場合は、調査を行います。

・調査を行わない場合でも認定申請書の提出は必要です。

・本人または家族等からお問い合わせがありましたら、介護保険課までご連絡ください。

・延長のお知らせは被保険者あてに通知します。

（２）新規・区分変更申請

・代行申請をする場合は、本人や家族等とよく話し合いをしていただいたうえで、緊急的な場合のみ申請をしてください。この場合、主治医意見書は通常どおり必要となりますので、医療機関等に確認のうえ受診するよう説明をお願いします。

太宰府市健康福祉部介護保険課介護保険係

〒818-0198　太宰府市観世音寺一丁目１番１号

電話（092）921-2121内線370・371・372

FAX（092）925-0294